

居宅介護支援事業所「老人総合福祉施設あくなみ苑」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝山寺福祉事業団が運営する指定居宅介護支援事業所「老人総合福祉施設あくなみ苑」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の職員(以下「介護支援専門員」という。)が要介護状態または要支援状態の高齢者(以下「利用者」という。)に対して指定居宅サービスその他日常生活を営むのに必要な保健・医療・福祉サービスを適切に提供されるよう計画・調整することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な各種サービスを総合的に提供する。

2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 老人総合福祉施設あくなみ苑
- (2) 所在地 奈良県生駒郡安堵町大字岡崎 33 番地の 1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) センター長(施設長) 1名
センター長は、事業所の職員の管理を行うものとする。
- (2) 管理者(主任介護支援専門員) 1名
他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員にする助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行い、事業における人材育成および業務管理を一元的に行うものとする。
- (3) 介護支援専門員 1名以上
居宅サービス計画書の作成および利用者、その家族に指定居宅サービス事業等との連携・連絡調整を図り適切にサービスが提供されるよう業務を行うものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日および12月31日から1

月 3 日までを除く。

(2) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法および内容)

第 6 条 居宅介護支援の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に当っては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族（以下「利用者等」という。）に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当っては、適切な方法により利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように解決すべき課題を把握しなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握に当っては利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (5) 介護支援専門員は、利用者等の希望ならびに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの層標およびその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するために指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を召集して会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案について、担当者から意見を求めるものとする。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者等に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても利用者および指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更および連絡調整を行い、その他の便宜の提供を行うものとする。
- (9) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難であると認める場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (10) 介護支援専門員は、介護保険施設から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (11) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置づける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に介護保険法（以下「法」とう。）第73条第2項に規定する認定審査会意見または法第37条第1項の規定者による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上でその内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるにしなければならない。
- (15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更にあつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めなければならない。
- (16) 指定居宅介護支援の提供にあつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- (17) 指定居宅介護支援の提供方法および内容については、利用者の相談を受ける場所、使用する課題分析票の種類、サービス担当者会議の開催場所、介護支援専門員の居宅訪問頻度等については、次のとおりとする。
- ① 利用者の相談を受ける場所として、事業所の相談室とする。
 - ② 使用する課題分析票の種類として、包括的自立支援プログラムを使用する。
 - ③ サービス担当者会議の開催場所として、老人総合福祉施設あくなみ苑（特別養護老人ホーム）の会議室とする。
 - ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度については2ヶ月に1回訪問する。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援事業サービスを実施した額は、介護報酬告示上の額によるものとする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費を利用者から受けることができる。ただし、費用の額は事業所の実施地域を越える地点から、1 km超えるごとに40円を徴収する。

3 前項の費用額に係わるサービス提供に当っては、あらかじめ利用者およびその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、安堵町、斑鳩町、三郷町、平群町、河合町、川西町、大和郡山市、生駒市等の区域とする。ただし、センター長が必要と認める場合は、この限りでない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 職員等は、出来る限り研修会に参加して資質の向上をはからなければならない。

2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員が退職した後においても同様とする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、事業所の管理運営については必要な事項は、事業所のセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。